

2013年5月28日

厚生労働大臣 田村憲久 殿

大阪府歯科保険医協会
理事長 小澤 力

国民を制度から締め出す生活保護法「改正」案の廃案を求めます

拝啓 貴職におかれましては、日頃より国政の重責を果たされていることに心より敬意を表します。私ども大阪府歯科保険医協会は、大阪府の歯科保険医3890人で構成する団体です。

政府は5月17日、「生活保護法の一部を改正する法律案」（以下、「改正」案）を閣議決定し、国会に提出しました。

「改正」案は、生活保護の申請に際し、「要保護者の住所及び氏名」に加え「要保護者の資産及び収入の状況」等、「厚生労働省令で定める事項」を記載した申請書を提出しなければならないとし、保護の要否判定に必要な「厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない」としています。

また、扶養義務について、保護の実施機関が要保護者の扶養義務者その他の同居の親族等に対して「報告を求めることができる」とし、保護の開始決定をしようとするときは、あらかじめ扶養義務者に対して「厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない」と規定しました。事実上、扶養義務が要件化されています。

現行では口頭による申請が認められており、扶養も要件とはされていません。書類の不備や親族の扶養などを理由に申請を受け付けない、いわゆる「水際作戦」は違法とされています。しかし、現在でも「水際作戦」によって必要な保護が受けられない事態が続発し、さらには餓死するという悲惨な事件も各地で起きています。今回の「改正」案は、この違法な「水際作戦」を条文化し、合法化するものであり非常に問題です。また、扶養義務を要件化することで、居場所を知られたくないDV被害者や家族に迷惑がかかる恐れを恐れる生活困窮者が申請をためらう事例がさらに増えることになります。

医療扶助については、「適正化」と称して、指定医療機関の「指定（取消）に係る要件の明確化」や「指定の更新制の導入」などが盛り込まれており、指定医療機関に対する締め付けの強化で、供給面からも医療扶助を制限しようとしています。また、被保護者に対し、医師が認めている場合としながらも、可能な限り後発医薬品の使用を促すとしており、義務付けではありませんが、明文化により事実上強制される危険性が高く、医療に差別が持ち込まれる恐れがあります。

生活保護受給者のうち60歳以上の高齢者は5割を超えています。世帯別では高齢世帯42.9%に次いで、傷病者世帯・障害者世帯が33.1%となっています。受給世帯の8割は、医療扶助を利用して治療をしており、医療扶助を制限することは受給者の生命にもかかわります。

そもそも生活扶助基準額を下回る所得にあって実際に保護を受けている世帯の割合を示す「捕捉率」は国際的にみても2割程度と低く、必要な世帯に生活保護がいきわたっていないことこそが問題です。今回の「改正」案は、国民をより一層生活保護制度から締め出し、憲法に定める生存権を侵害するもので、断じて容認することはできません。

国民のいのちと健康を守る医師・歯科医師として、「改正」案の廃案を強く求めます。